

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下、「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的な審査方法等 及び（省略） 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>なお、<u>統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>統括監視官（下記のヘに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）</u>が行うこととなるので留意する。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>統括監視官との必要な協議を含む。</u>）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ～リ（省略）</p> <p>2及び3（省略）</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> | <p>航空貨物通関情報処理システム（以下「航空システム」という。）海上貨物通関情報処理システム（以下「海上システム」という。）税関手続申請システム（以下、「申請システム」という。）及び通関情報総合判定システム（以下「判定システム」という。）の導入官署における輸出通関事務処理体制を下記のとおり定め、平成12年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 基本的な審査方法等 及び（同左） 受付管理事務</p> <p>A 海上システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官（統括審査官が置かれていらない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）又はその命を受けた者（以下「統括官等」という。）は、次の事務を行う。</p> <p>なお、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には<u>通関担当統括審査官</u>が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる（下記のヘに規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通関担当統括審査官。</u>）ので留意する。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>二 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官との必要な協議を含む。</u>）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ホ～リ（同左）</p> <p>2及び3（同左）</p> <p>B 航空システムを使用した輸出申告等</p> <p>1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等（以下「申告控等」という。）が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。</p> |

新旧対照表
【システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>統括監視官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には<u>統括監視官</u>（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>統括審査官</u>。）<u>が行うこととなる</u>ので留意する。</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>統括監視官</u>との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ～ト（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>（省略）</p> | <p>なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p> <p>また、<u>検査担当統括審査官</u>が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には<u>通関担当統括審査官</u>が一次的な選定を行い、最終的には<u>検査担当統括審査官</u>が行うこととなる（下記の二に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、<u>通關担当統括審査官</u>。）ので留意する。</p> <p>イ（同左）</p> <p>□ 審査区分の選定結果を変更する必要があるか否かについての判定（<u>検査担当統括審査官</u>との必要な協議を含む。）及び変更の必要があると認めた場合における当該変更の処理の指示</p> <p>ハ～ト（同左）</p> <p>2（同左）</p> <p>（同左）</p> |